

## 5) 景観形成地域

都市計画対象道路事業実施区域は、「福岡市景観計画」（平成 28 年 3 月改定）（施行日平成 28 年 10 月 1 日）において、図 4.2.7-9 に示すとおり一般市街地ゾーンに位置しており、表 4.2.7-19 に示す規模の建築物等の新築、増築、改築や移転などが届出対象となっている。この届出対象行為の全てが「景観法」（平成 16 年 6 月法律第 110 号 最終改正 平成 30 年法律第 41 号）による特定届出対象行為となっている。また、「都市景観形成基本計画」に基づく都市景観形成地域は、御供所地区、はかた駅前通り地区が指定されており、その位置は図 4.2.7-9 に示すとおりである。

表 4.2.7-19 福岡市景観計画に示されている届出対象行為

届出に係る規模		
建築物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが 31m を超え、又は延べ面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが 10m を超え、又は延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン
	3 歴史・伝統ゾーンにあっては、高さが 15m を超え、又は延べ面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超えるものとする。ただし、沿道区域では、福岡市都市景観条例施行規則第 7 条第 1 号若しくは第 2 号に定める規模以外のものとする。	歴史・伝統ゾーン
	4 福岡市都市計画高度地区の許可を受けて建築物の高さの最高限度の規定を適用しないこととされたもの	
	5 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けたもの	
工作物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが 31m を超えるもの又は、備考 4(6)に掲げる工作物については、幅員が 10m を超え、若しくは長さが 30m を超えるものとする。	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2 歴史・伝統ゾーンにあっては、高さが 15m を超えるもの又は、備考 4(6)に掲げる工作物については、幅員が 10m を超え、若しくは長さが 30m を超えるものとする。ただし、沿道区域では、福岡市都市景観条例施行規則第 7 条第 3 号に定める規模以外のものとする。	歴史・伝統ゾーン
	3 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが 10m を超えるもの又は、備考 4(6)に掲げる工作物については、幅員が 10m を超え、若しくは長さが 30m を超えるものとする。	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン

出典：「福岡市景観計画」（平成 28 年 3 月 福岡市）（施行日平成 28 年 10 月 1 日）

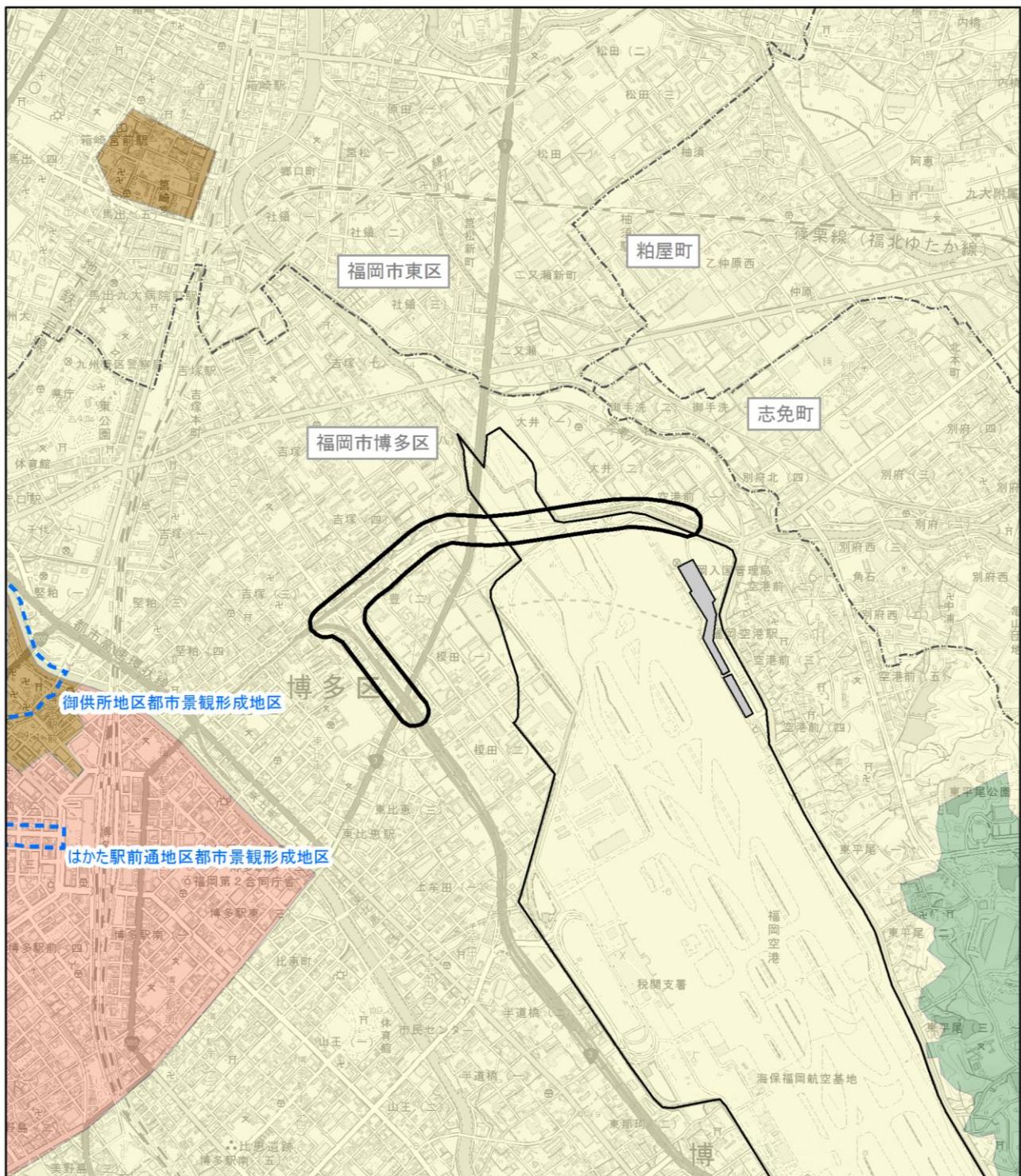


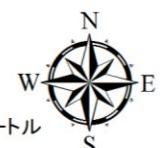
図 4.2.7-9 景観形成地域指定状況

凡 例

<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画対象道路事業実施区域	<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市景観形成地区
<span style="background-color: #ccc; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	国内線旅客ターミナル	<span style="background-color: #fff; border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	福岡市景観計画
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	福岡空港	<span style="background-color: #ff9999; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都心ゾーン
<span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	市町村界	<span style="background-color: #ffffcc; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	一般市街地ゾーン
<span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	区界	<span style="background-color: #99cc99; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	山の辺・田園ゾーン
		<span style="background-color: #996633; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	歴史・伝統ゾーン

1:25,000

0 250 500 1,000 メートル



出典:「福岡市景観計画」(平成28年3月 福岡市) (施行日平成28年10月1日)  
「福岡都市計画用途地域図」(平成27年4月 福岡市)

## (10) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施区域周囲における「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号 最終改正 平成 30 年法律第 42 号), 「福岡県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月条例第 25 号 最終改正 平成 16 年条例第 65 号), 「福岡市文化財保護条例」(昭和 48 年 3 月条例第 33 号 最終改正 平成 24 年条例第 37 号)に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は表 4.2.7-20 に示すとおりであり, その分布状況は図 4.2.7-10 に示すとおりである。

また, 事業実施区域周囲に分布する「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の分布状況は表 4.2.7-21 及び図 4.2.7-11 に示すとおりである。

なお表 4.2.7-22 に示すとおり, 過年度における福岡空港の埋蔵文化財発掘調査において, 水田, 弥生土器, 土製品及び木製品等の遺構・遺物が発見されている。

表 4.2.7-20(1) 事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

市	区分	国指定	県指定	市町指定
福岡市 博多区	建造物	1	2	5
	史跡	4	1	6
	名勝			
	天然記念物		1	
福岡市 東区	建造物	1	1	
	史跡	1	1	
	名勝			
	天然記念物			
志免町	建造物			
	史跡			1
	名勝			
	天然記念物			
粕屋町	建造物			
	史跡			2
	名勝			
	天然記念物			6

出典: 「平成 29 年度版 教育要覧」(平成 29 年 9 月 福岡市教育委員会)

「福岡県の文化財」(福岡県ホームページ, <http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>)

「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ,

<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>)

「福岡県教育委員会文化財保護課資料」

「志免町の史跡・文化財」(志免町ホームページ, <http://www.town.shime.lg.jp/site/bunkazai/>)

「粕屋町指定文化財」(粕屋町ホームページ,

<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/chiiki/rekishi/shiteibunkazai/index.html>)

表 4.2.7-20(2) 事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

番号	名称	指定	種別	所在
1	元寇防塁（地蔵松原地区）	国指定	史跡	福岡市東区筥松4丁目1, 箱崎6丁目8
2	筥崎宮鳥居, 拝殿, 本殿, 楼門	国指定	建造物	福岡市東区筥崎1-22-1
3	住吉神社本殿	国指定	建造物	福岡市博多区住吉3-1-51
4	金隈遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区金隈字觀音浦, 字日浦
5	聖福寺, 聖福寺境内	国指定	史跡	福岡市博多区御供所町6-1
6	比恵遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区博多駅南5-12
7	板付遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区板付2,3
8	石造九重塔（相輪欠）	県指定	建造物	福岡市東区箱崎6
9	崇福寺唐門, 山門	県指定	建造物	福岡市博多区千代4
10	枯野塚	県指定	史跡	福岡市東区馬出5-228
11	櫛田の銀杏	県指定	天然記念物	福岡市博多区上川端町1-41
12	福岡県立福岡高等学校校舎	県指定	建造物	福岡市博多区堅粕一丁目29-1
13	比恵遺跡群	県指定	史跡	福岡市博多駅南4丁目
14	東長寺六角堂	市指定	建造物	福岡市博多区御供所町2-4
15	住吉神社能楽殿	市指定	建造物	福岡市博多区住吉3-1-51
16	博多町家ふるさと館 (旧三浦家住宅)	市指定	建造物	福岡市博多区冷泉町6-10
17	旧三浦家住宅	市指定	建造物	福岡市博多区冷泉町6-10
18	東光院境内	市指定	史跡	福岡市博多区吉塚3-20-37
19	九州鉄道発祥の碑	市指定	史跡	福岡市博多区吉塚3丁目20番37号
20	福岡藩主黒田家墓所	市指定	史跡	福岡市博多区御供所町2-4
21	福岡藩主黒田家墓所	市指定	史跡	福岡市博多区千代四丁目7-79
22	那珂遺跡	市指定	史跡	福岡市博多区那珂6-316, 17
23	那珂八幡古墳	市指定	史跡	福岡市博多区那珂1-44
24	承天寺開山堂, 唐門, 鐘楼	市指定	建造物	福岡市博多区博多駅前一丁目29-9
25	龜山石柏	町指定	史跡	福岡県糟屋郡志免町別府二丁目98-2
26	奉書写大乗妙典 一石一字経供養塔	町指定	史跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
27	阿弥陀三尊梵字板碑	町指定	史跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
28	志賀神社のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原
29	伊賀薬師堂のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
30	戸原天神森のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
31	熊野神社のフジ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋
32	熊野神社のスダジイ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋
33	袖須区のゴヨウマツ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字袖須

出典：「平成29年度版 教育要覧」(平成29年9月 福岡市教育委員会)

「福岡県の文化財」(福岡県ホームページ, <http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>)

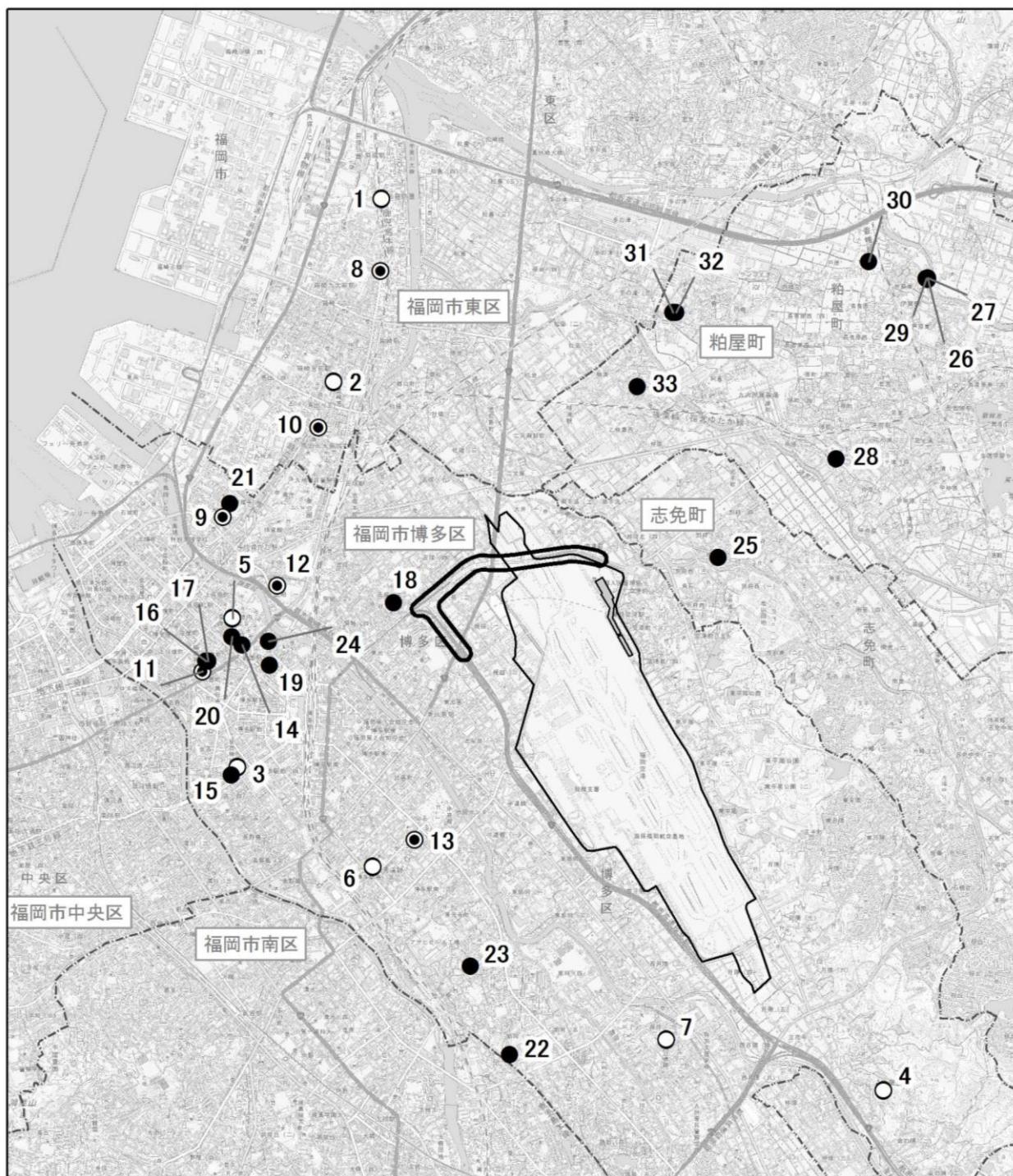
「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ, <http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>)

「福岡県教育委員会文化財保護課資料」

「志免町の史跡・文化財」(志免町ホームページ, <http://www.town.shime.lg.jp/site/bunkazai/>)

「粕屋町指定文化財」(粕屋町ホームページ,

<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/chiiki/rekishi/shiteibunkazai/index.html>)

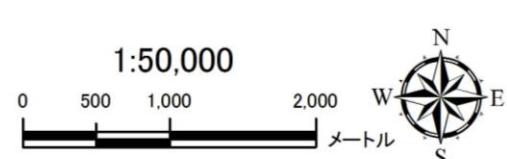


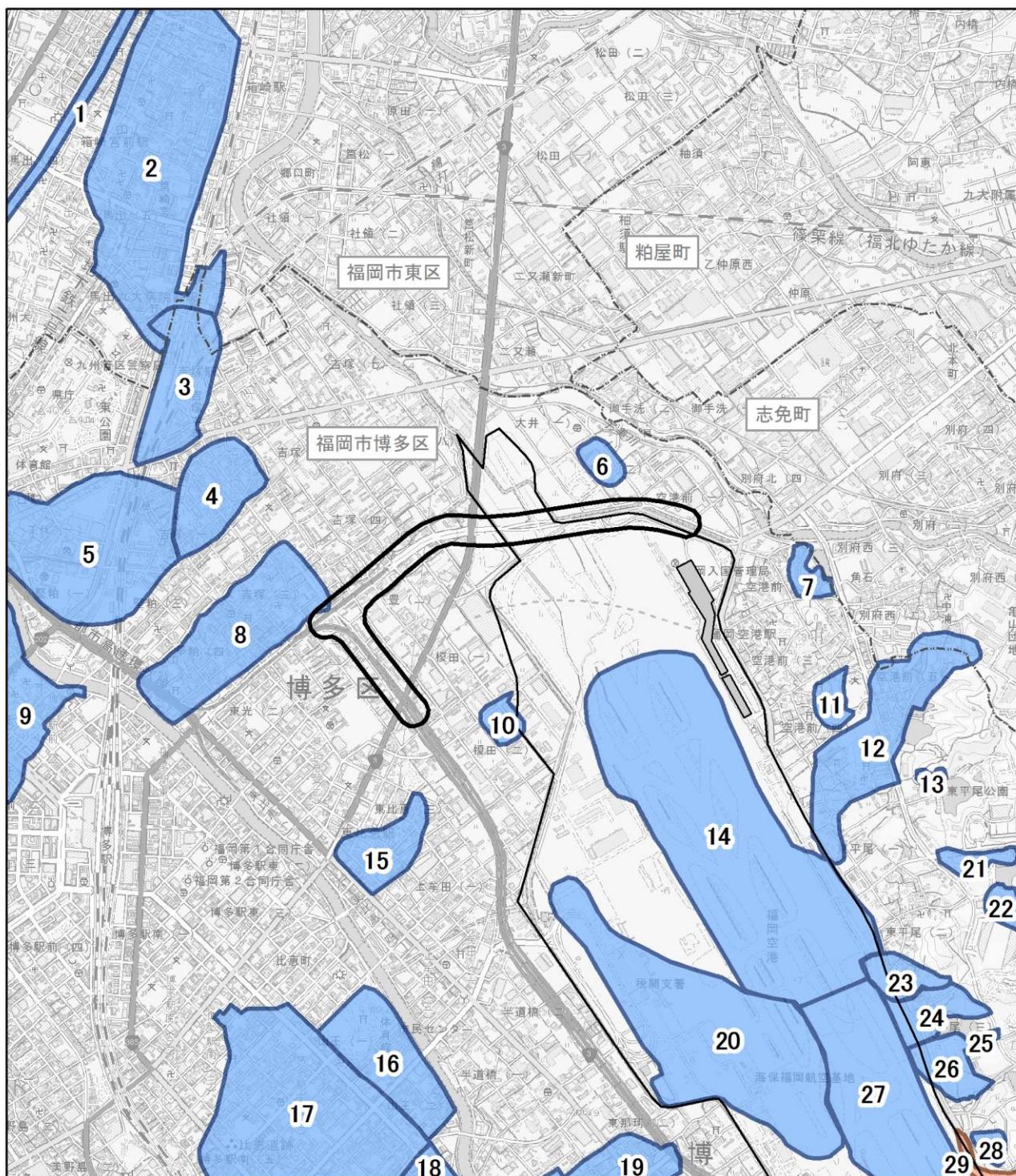
### 凡 例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国内線旅客ターミナル
- 福岡空港
- 市町村界
- - - 区界
- 文化財(国指定)
- ◎ 文化財(県指定)
- 文化財(市・町指定)

図 4.2.7-10 文化財位置図

出典:「平成 29 年度版 教育要覧」(平成 29 年 9 月 福岡市教育委員会)  
 「福岡県の文化財」(福岡県木一ムページ)  
 「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ)  
 「福岡県教育委員会文化財保護課資料」  
 「志免町の史跡・文化財」(志免町木一ムページ)  
 「粕屋町指定文化財」(粕屋町ホームページ)





#### 凡 例

■	都市計画対象道路事業実施区域	埋蔵文化財包蔵地
■	国内線旅客ターミナル	遺跡
■	福岡空港	古墳
---	市町村界	
---	区界	

図 4.2.7-11 埋蔵文化財包蔵地の分布位置

出典:「福岡市経済観光文化局文化財部文化財保護課資料」  
(平成27年10月 福岡市経済観光文化局)  
「福岡市文化財分布地図」(平成28年4月 福岡市教育委員会)

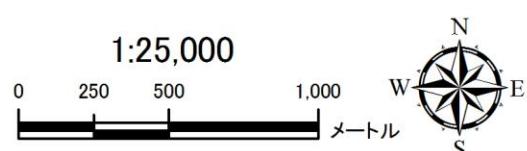


表 4.2.7-21 事業実施区域周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	名 称
1	元寇防塁
2	箱崎遺跡
3	吉塚本町遺跡
4	吉塚祝町遺跡
5	堅粕遺跡
6	大井遺跡
7	下臼井遺跡
8	吉塚遺跡
9	博多遺跡群
10	榎田遺跡
11	上臼井遺跡
12	席田青木遺跡
13	松崎遺跡
14	上牟田遺跡
15	東比恵 3 丁目遺跡
16	山王遺跡
17	比恵遺跡群
18	那珂遺跡群
19	東那珂遺跡
20	雀居遺跡
21	中尾遺跡
22	貝花尾遺跡
23	久保園遺跡
24	席田大谷遺跡
25	宝満尾古墳
26	宝満尾遺跡
27	上月隈 D 遺跡
28	狐塚遺跡
29	水町古墳

出典：「福岡市文化財分布地図」（平成 28 年 4 月  
福岡市教育委員会）

表 4.2.7-22 事業実施区域周囲における過去の埋蔵文化財発掘調査における遺構・遺物

遺跡名	所在地	主な時代	主な遺構	主な遺物
久保園遺跡	福岡市東区 東平尾	弥生時代 古墳時代 古代	堀立柱建物, 溝, 井戸, 水田, 水路	弥生土器, 土師器, 須恵器, 黒色土器, 土製品, 木製品, 石製品, 青銅製品, 鉄製品, 獣骨, 種実
雀居遺跡	福岡市博多区 半道橋	弥生時代 古墳時代 古代～中世	堀立柱建物, 溝, 井戸, 水田	弥生土器, 土師器, 須恵器, 土製品, 石製品, 木製品, 甕棺

出典：「久保園遺跡 4—第 4 次調査報告—福岡市埋蔵文化財調査報告書第 1148 集」(福岡市教育委員会)

「福岡空港西側整備に伴う埋蔵文化財調査報告 雀居 9 福岡市埋蔵文化財調査報告書第 748 集」(福岡市教育委員会)

## (11) 防災関係の法令等による指定状況

### 1) 急傾斜地崩壊危険区域

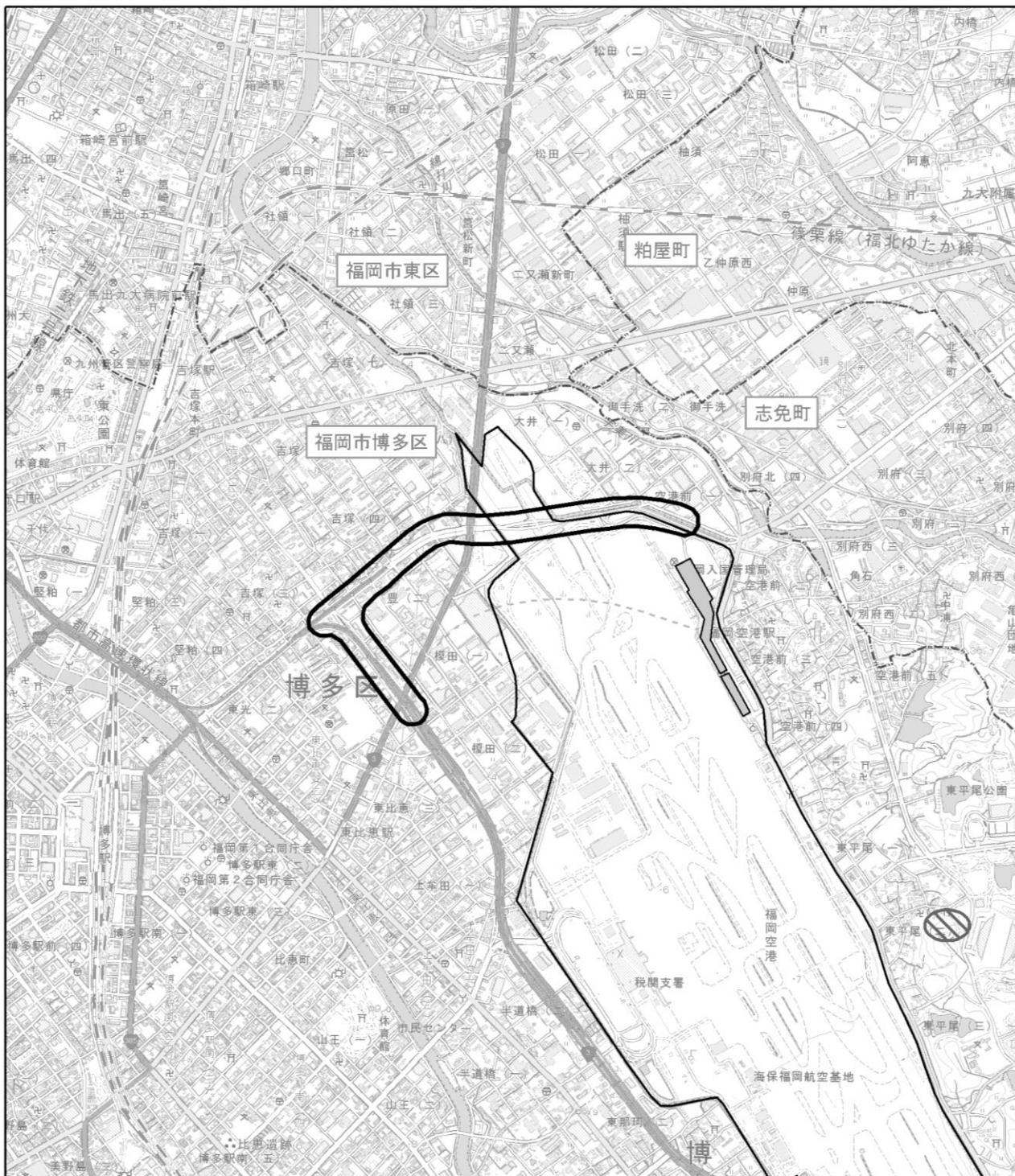
事業実施区域周囲においては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 57 号 最終改正 平成 17 年法律第 82 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、その位置は図 4.2.7-12 に示すとおりである。

### 2) 砂防指定地

事業実施区域周囲においては「砂防法」(明治 30 年 3 月法律第 29 号 最終改正 平成 25 年法律第 76 号)に基づく砂防指定地は指定されていない。

### 3) 地すべり防止区域

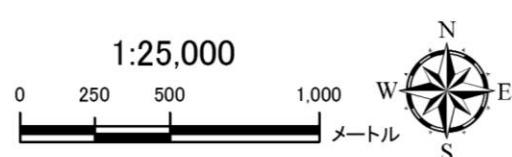
事業実施区域周囲においては「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月法律第 30 号 最終改正 平成 29 年法律第 45 号)に基づく地すべり防止区域は指定されていない。



### 凡 例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国内線旅客ターミナル
- 福岡空港
- 市町村界
- 区界
- ▨ 急傾斜地崩壊防止区域

図 4.2.7-12 急傾斜地崩壊危険区域指定状況



出典：「福岡県土整備事務所管内図」（平成 30 年 3 月 福岡県土整備事務所）

#### 4.2.8 その他の事項

##### (1) 公害苦情件数

福岡県における公害苦情件数の状況は、表 4.2.8-1 に示すとおりである。平成 28 年度に県内で受け付けられた公害の総苦情件数は 2,913 件あり、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壤汚染）に係る件数は 1,885 件で、大気汚染が 674 件と最も多かった。

福岡市における公害苦情相談件数の状況は、表 4.2.8-2 に示すとおりである。平成 28 年度に市内で受け付けられた公害の総苦情件数は 361 件あり、騒音が 185 件と最も多かった。

表 4.2.8-1 福岡県における公害苦情件数(平成 28 年度)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下 ・土壤汚染	その他	合計
平成 28	674	357	467	39	345	3	1,028	2,913

出典：「平成 29 年版 環境白書」（平成 29 年 12 月 福岡県環境部環境政策課）

表 4.2.8-2 福岡市における公害苦情相談件数(平成 28 年度)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
平成 28	59	48	185	14	55	-	361

出典：「福岡市統計書（平成 29 年（2017 年）版）」（平成 30 年 3 月 福岡市）

## (2) 地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画

### 1) 福岡県環境総合基本計画

福岡県は、行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の具体的な方向性を明らかにした環境総合基本計画を1995年(平成7年)に、第二次計画を2003年(平成15年)に、第三次計画を2013年(平成25年)に策定している。

第三次計画の期間中に、「再生可能エネルギー発電設備の導入容量」、「一般廃棄物の総排出量、再生利用率」、「リサイクル技術の実用化件数」、「環境基準の達成率(大気、水、ダイオキシン類、騒音)」等のテーマにおいては改善が図られたが、「荒廃森林の再生面積」、「温室効果ガスの排出量」等においては目標達成には至っていない。これらの課題に加え、持続可能な社会への国際的な取組み、地球温暖化対策の進展、循環型社会への国際的な取組みの進展、各分野における生物多様性主流化への取組み、度重なる大規模災害の発生と災害廃棄物処理、福岡県総合計画の策定など、さまざまな状況の変化が生じていることから、これまでの成果を踏まえつつ、このような状況の変化に的確に対応するため、特にSDGsの考え方を活かして、新たに第四次福岡県環境総合基本計画として2018年(平成30年)に策定し直されている。

第四次福岡県環境総合基本計画では、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿とそれを実現するためのテーマを設けている。また、計画期間は、2018~2022年度(平成30~34年度)とされている。

出典:「第四次福岡県環境総合基本計画」(平成30年3月 福岡県)

#### 《7つの柱とテーマ》

##### 1 低炭素社会の推進

- ①温室効果ガスの排出削減と吸収源対策(緩和策)
- ②気候変動の影響への適応(適応策)

柱	指標項目	目標 (2022年度)	現状	備考
低炭素社会の推進	家庭(世帯当たり)におけるエネルギー消費量	27GJ/世帯 (2022年度)	29GJ/世帯 (平成26(2014)年度)	現状値の7%減を目指す。
	事業所(床面積当たり)におけるエネルギー消費量	0.83GJ/m <sup>2</sup> (2022年度)	0.88GJ/m <sup>2</sup> (平成26(2014)年度)	現状値の6%減を目指す。
	再生可能エネルギー導入容量	230万kW (2021年度) <sup>注)</sup>	192万kW (平成28(2016)年度)	平成27(2015)年度(173万kW)の30%増を目指す。
	公共建築物等における木材利用量	10,000m <sup>3</sup> (2021年度) <sup>注)</sup>	7,603m <sup>3</sup> (平成28(2016)年度)	平成27(2015)年度(8,737m <sup>3</sup> )の約15%増を目指す。

注)当該年度までに目標を見直す予定

出典:「第四次福岡県環境総合基本計画」(平成30年3月 福岡県)

## 2 循環型社会の推進

- ①資源の消費抑制、資源循環利用の推進
- ②資源循環利用に関する産業の育成
- ③廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

柱	指標項目	目標 (2022年度)	現状	備考
循環型社会の推進	リサイクル技術の実用化件数	累計41件 (2022年度)	累計29件 (平成28(2016)年度)	年間2件増を目指す。
	一般廃棄物最終処分量	191千トン以下 (2020年度) <sup>注)</sup>	189千トン (平成28(2016)年度)	平成26(2014)年度(196千トン)の2%減を目指す。
	産業廃棄物最終処分量	648千トン以下 (2020年度) <sup>注)</sup>	619千トン (平成27(2015)年度)	平成25(2013)年度(629千トン)+3%以内への抑制を目指す。

注) 当該年度までに目標を見直す予定

出典:「第四次福岡県環境総合基本計画」(平成30年3月 福岡県)

## 3 自然共生社会の推進

- ①生物多様性の保全と自然再生の推進
- ②生物多様性の持続可能な利用

柱	指標項目	目標 (2022年度)	現状	備考
自然共生社会の推進	生物多様性地域戦略策定市町村数	6市町村 (2022年度)	4市町村 (平成28(2016)年度)	5年間で2市町村の増加を目指す。
	希少野生生物ホームページへのアクセス件数	132,000件 (2022年度)	120,020件 (平成28(2016)年度)	10%増を目指す。
	農地等の保全に取り組む面積	40,000ha (2021年度) <sup>注)</sup>	39,056ha (平成27(2015)年度)	国の「新たな土地改良長期計画」における目標(2020年度:5割)に基づき、55%を目指す。

注) 当該年度までに目標を見直す予定

出典:「第四次福岡県環境総合基本計画」(平成30年3月 福岡県)

- 4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成
- ①総合的な対策
  - ②大気環境の保全
  - ③水環境の保全
  - ④土壤環境の保全
  - ⑤化学物質等による環境・健康影響対策
  - ⑥その他の生活環境の保全

柱	指標項目	目標		備考
		(2022年度)	現状	
健康で快適に暮らせる生活環境の形成	景観計画による規制・誘導が行われている市町村数	30市町村 (2022年度)	23市町村 (平成28(2016)年度)	国が策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」における目標(2020年度に全国の半数の市町村で策定)に基づき、県内市町村の半数の策定を目指す。
環境基準の達成率〔大気、水、ダイオキシン類*、騒音〕	環境基準の達成率向上・達成維持を図る (2022年度)	大気(SPM, NO <sub>2</sub> : 100%) 水質(BOD、COD : 85.6%) DXN類 (大気、公共用水域水質、地下水、土壤 : 100%) 騒音 (航空機 80.0%、新幹線 68.9%、自動車 95.8%)	大気(SPM, NO <sub>2</sub> : 100%) 水質(BOD、COD : 85.6%) DXN類 (大気、公共用水域水質、地下水、土壤 : 100%) 騒音 (航空機 80.0%、新幹線 68.9%、自動車 95.8%)	環境基準の達成率の向上と達成した項目の達成維持を図る。

\*: ダイオキシン (DXN) 類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の3種類の化合物の総称である。

出典：「第四次福岡県環境総合基本計画」(平成30年3月 福岡県)

## 5 国際環境協力の推進

- ①環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ②民間国際環境協力の促進

柱	指標項目	目標		備考
		(2022 年度)	現状	
国際環境協力の推進	国際環境協力の案件数	累計 19 件 (2022 年度)	累計 7 件 (平成 28 (2016) 年度)	年平均 2 件の増加を目指す。
	国際環境協力に係る研修参加者数	累計 263 人 (2022 年度)	累計 179 人 (平成 28 (2016) 年度)	年 14 人の増加を目指す。

出典：「第四次福岡県環境総合基本計画」（平成 30 年 3 月 福岡市）

## 6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進

- ①経済・社会のグリーン化の推進
- ②グリーンイノベーションの推進

柱	指標項目	目標		備考
		(2022 年度)	現状	
経済・社会のグリーン化	特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計 200 社 (2021 年度) <sup>注)</sup>	累計 105 社 (平成 28 (2016) 年度)	平成 27 (2015) 年度実績（累計 77 社）から年間 20 社増を目指す。
イノベーションの推進	エコタウン（北九州市及び大牟田市）事業 <sup>*</sup>	42 事業 に関わる事業数	42 事業 (平成 28 (2016) 年度)	維持を図る。
	福岡県の試験研究機関における環境関連技術の開発件数	累計 97 件 (2022 年度)	累計 54 件 (平成 28 (2016) 年度)	年間 7 件増を目指す。

\*：エコタウン事業とは、「ゼロ・エミッション構想」を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて、地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成 9 年（1997 年）年度に創設された制度である。

注）当該年度までに目標を見直す予定

出典：「第四次福岡県環境総合基本計画」（平成 30 年 3 月 福岡県）

## 7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

- ①地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ②環境を考えて行動する人づくりの推進

柱	指標項目	目標		備考
		(2022 年度)	現状	
持続可能な社会を実現するための	福岡県環境ウェブサイトのアクセス数	900,000 件 (2022 年度)	816,093 件 (平成 28 (2016) 年度)	約 10% の増加を目指す。
地域づくり・人づくり	こどもエコクラブ市町村事務局登録数	30 市町村 (2022 年度)	13 市 (平成 28 (2016) 年度)	市町村数の 50% の登録を目指す。
	環境講座・環境イベント等の開催数	2,013 件以上 (2022 年度)	2,013 件 (平成 28 (2016) 年度)	増加を目指す。

注）当該年度までに目標を見直す予定

出典：「第四次福岡県環境総合基本計画」（平成 30 年 3 月 福岡県）

## 2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、平成28年3月に2020年度（平成32年度）までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。

この計画では環境分野における基本計画である福岡県環境総合基本計画を支える計画として、3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進し、さらに、廃棄物の適正な処理を行うことにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示している。

《一般廃棄物の2020年度（平成32年度）の目標》

- ごみ総排出量：平成26年度比約2%減（1,820千t）
- 再生利用率：ごみ総排出量の23%（419t）
- 最終処分量：平成26年度比2%減（191千t）

区分	本県の32年度目標値	備考
ごみ総排出量の増減率（26年度比）	-2%	
再生利用率（排出量比）	23% 〔 民間リサイクルを加味した再生利用率 44% 〕	民間事業者によるリサイクルを加味した推計を参考値として併記。
最終処分量の増減率（26年度比）	-2%	

出典：「福岡県廃棄物処理計画」（平成28年3月 福岡県）

《産業廃棄物の2020年度（平成32年度）の目標》

- 排出量：平成25年度比3%増以内（15,716千t）
- 再生利用率：汚泥以外は排出量の90%（14,144千t）、汚泥は6%（943千t）
- 最終処分量：平成25年度比3%増以内（648千t）

区分	本県の32年度目標値	
排出量の増減率（25年度比）	3%増以内の抑制	
再生利用率（排出量比）	汚泥以外	90%
	汚泥	6%
最終処分量の増減率（25年度比）	3%増以内の抑制	

### （参考）

#### 国的基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」

##### ● 一般廃棄物の減量化の平成32年度目標量

総排出量を、現状（平成24年度）に対し約12%削減し、再生利用率を現状（平成24年度）の約21%から約27%に増加させるとともに、最終処分量を、現状（平成24年度）に対し約14%削減する。

##### ● 産業廃棄物の減量化の平成32年度目標量

排出量を、現状（平成24年度）に対し約3%の増加に抑制し、再生利用率を現状（平成24年度）の約55%から約56%に増加させるとともに、最終処分量を、現状（平成24年度）に対し約1%削減する。

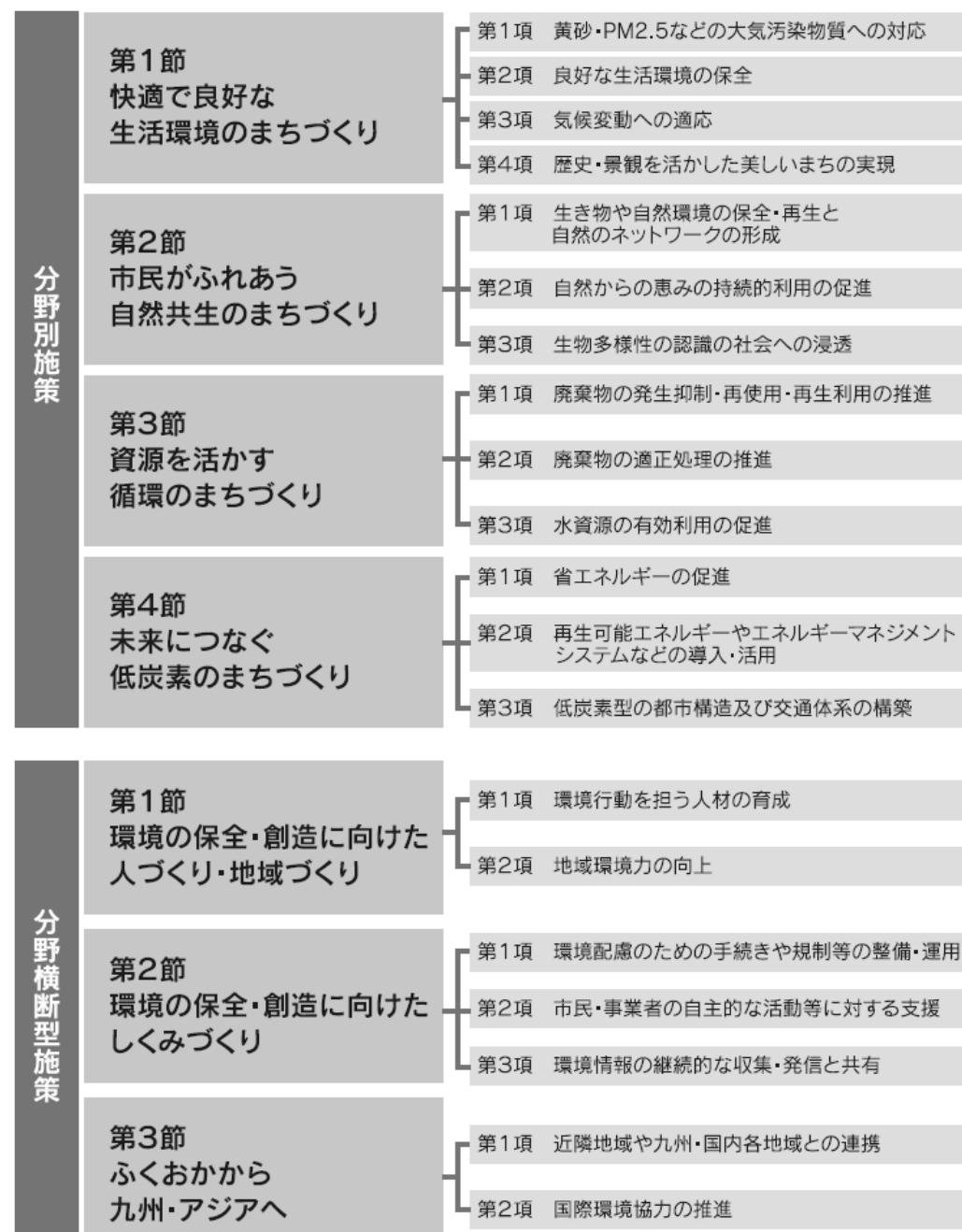
出典：「福岡県廃棄物処理計画」（平成28年3月 福岡県）

### 3) 福岡市環境基本計画（第三次）

福岡市では、「福岡市環境基本条例」（平成 8 年 9 月 26 日 条例第 41 号）に基づき「福岡市環境基本計画」を策定している。この計画は、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等として位置づけられる計画である。平成 9 年に環境基本計画(第一次)，平成 18 年に環境基本計画(第二次)を策定し，平成 26 年に環境基本計画(第三次)を策定している。

この計画では、「めざすまちの姿」「環境施策の分野別のまちの姿」の実現に向けて、市民・事業者・行政など各主体が、それぞれの果たすべき責務と公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取組みを進めていく方向性を示している。また、環境基本条例第 7 条第 6 項に基づき策定された部門別計画の上位計画となる。

#### 《施策の体系》



出典：「福岡県環境基本計画（第三次）」（平成 26 年 9 月 福岡市）

#### 4) 福岡市環境配慮指針（改定版）

福岡市では、「福岡市環境基本計画」に示す環境像「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」を実現するために、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」に当たり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として「福岡市環境配慮指針 改定版」（平成 28 年 9 月）を策定している。

##### 《事業別環境配慮事項》

###### 道路整備事業

###### A 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- ①排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減
- ②地形・地質・土壤への影響低減
- ③住民の安全・生活の維持
- ④水環境への影響低減
- ⑤ヒートアイランド現象の影響低減

###### B 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- ①生物が生息・生育する場所や条件への影響低減
- ②動物の移動経路の確保、行動習性に配慮した付帯施設の設置
- ③生物の生息・生育環境に連続性を持たせる
- ④貴重・希少生物の保持
- ⑤外来種の侵入・拡散防止

###### C 人と自然との豊かな触れ合いの確保

- ①良好な景観の維持・創出
- ②人と自然との触れ合いの確保
- ③歴史的・文化的資源の保全

###### D 環境への負荷の低減

- ①廃棄物削減・資源の循環利用
- ②温室効果ガス排出削減

## 5) 新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)

福岡市では、平成16年12月に第3次の一般廃棄物処理基本計画となる「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、ごみの削減目標を掲げるとともに、市の特性を踏まえ、市民・事業者と共に、3Rの推進に取り組んできた。

第4次計画においては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たに、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定し、その達成に向けた重点施策として、家庭ごみについては、2R(リデュース・リユース)に重点をおいた3Rの意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみについては、資源化の余地があるごみの減量・資源化を促進することを目的としている。

### ア. 計画の概要

#### ア) 目標年次

西部工場の更新時期(2027年(平成39年)), 人口のピーク予測(2023年(平成35年)), 循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画による中長期的なイメージの時期(2025年(平成37年))を考慮して、平成21年度を基準年次とし、計画期間を平成24年度から2025年度(平成37年度)までの14年間としている。また、平成27年(第1次), 2020年(平成32年)(第2次)に中間目標を設定している。

#### イ) 基本方針

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」の実現に向け、次の3つの基本方針に基づき取り組む。

- ①循環型社会づくりのさらなる推進
- ②処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- ③持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

### イ. 計画の目標

本計画の数値目標として、ごみ処理量を平成21年度の約58万トンから約11万トン削減し、2025年度(平成37年度)には約47万トン以下となることを目指す。

また、ごみのリサイクル率は平成21年度の28%から10ポイント向上させ、平成37年度には38%以上となることを目指す。

さらに、ごみ減量に向けた3Rの取組状況及びごみの適正処理の取組状況について、多面的に把握し、これを施策に反映させるため、6つの取組指標(3R率, 3R実践度、有害廃棄物分別の実践度、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量)を設定する。

### ウ. 施策展開

目標達成に向け、以下に示す「4つの柱」を連携させた施策を展開する。

- ①市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進
- ②3Rの基盤整備
- ③経済的手法の活用
- ④人づくり

## 6) 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014

国土交通省では、国および地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月）を策定している。この建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を基本として、九州地方建設副産物対策連絡協議会が、九州地方の建設リサイクルのより一層の推進を図るため、九州地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」を平成 27 年 3 月に策定している。

この計画では、循環型社会の構築の観点から、以下の目標指標が定められている。

《本計画の目標（九州地域全体）》

対象品目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標 ( ) 内は全国目標値
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.3% 99.0%	99%以上 (99%以上) 99%以上 (99%以上)
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	92.1% 88.9%	95%以上 (95%以上) 90%以上 (90%以上)
建設混合廃棄物	排出率 再資源化・縮減率	3.0% 49.6%	2.5%以下 (3.5%以下) 50%以上 (60%以上)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.3%	96%以上 (96%以上)
建設発生土	建設発生土有効利用率	77.2%	78%以上 (80%以上)

※目標値の定義は次のとおり

＜再資源化率＞

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

＜再資源化・縮減率＞

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

＜建設混合廃棄物排出率＞

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

＜建設発生土有効利用率＞

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典：「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」

（平成 27 年 3 月 九州地方建設副産物対策連絡協議会）

## 7) 第5次志免町総合計画

志免町では、平成30年3月に「第5次志免町総合計画 実施計画-2018年度（平成30年度）～2020年度（平成32年度）-」を策定している。急速な高齢化や高度情報化、地球規模での環境への意識の高まり、さらに地方分権の進展と地域主権型社会への移行など、今後の社会・経済情勢の変化や新たな町民ニーズに対応したまちづくりを推進していくために、町民と行政のパートナーシップのもと、町民一人ひとりが輝き、「住んで良かった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指している。

『将来像：誰もが輝く 住みよい まち～ひと・環境がやさしく結びあう しめ～』

### ◎基本理念

- ・ふるさと意識の高いまち
- ・親しみやすいまち
- ・元気なまち
- ・やさしいまち

### ◎基本目標（施策の大綱）

- ①人と地域がにぎわうまち
- ②未来の担い手と共に育つまち
- ③人にやさしく健やかなまち
- ④自然にやさしいエコのまち
- ⑤安全で快適に暮らせるまち
- ⑥住民と行政が共に創るまち

## 8) 第5次粕屋町総合計画

粕屋町では、平成28年3月に「第5次粕屋町総合計画」を策定している。本計画は「基本構想」(計画期間:2016年度(平成28年度)～2025年度(平成37年度))と「基本計画」(計画期間:【前期】2016年度(平成28年度)～2020年度(平成32年度),【後期】2021年度(平成33年度)～2025年度(平成37年度))で構成されている。本計画では、まちの将来像として「心かよいあう スマイルシティかすや」を掲げ、粕屋町に「住みたい人」「住み続けたい人」が増え、粕屋町にかかる人々が笑顔になるよう、町民、地域と行政が力をあわせ、新たな時代のまちづくりを目指している。

《将来像:心かよいあう スマイルシティかすや》

### ◎基本理念

「太陽と緑のまち」「協働でつくる安心のまち」

### ◎基本目標

1. つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち
2. 都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち
3. 誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち
4. 健全で持続可能な行政経営をめざすまち